

入札心得

(改正 令和5年4月10日)

(趣旨)

第1 福井坂井地区広域市町村圏事務組合が発注する競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合財務会計規則、福井坂井地区広域市町村圏事務組合契約規則及び福井坂井地区広域市町村圏事務組合工事執行規則その他法令に定めるもののほか、この心得を遵守しなければならない。

(入札参加資格)

第2 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当する場合は、競争入札に参加する資格がないものとする。

(入札保証金)

第3 入札参加者は、その見積もる入札金額の100分の5以上の額に相当する入札保証金を納めなければならない。ただし、福井坂井地区広域市町村圏事務組合契約規則第8条の規定のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を免除する。

(公正な入札の確保)

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札執行（開札）前に談合情報があり、当該情報どおりの開札となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、落札者決定を保留する場合がある。

3 落札者決定後に談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結を保留する場合がある。

(入札)

第5 入札書は、所定の手続きにより指定された時刻までに提出しなければならない。

2 代理人が入札しようとするときは入札参加者の委任状を持参し、入札開始前に入札執行者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、次の者に入札の行為を委任し、又は入札の代理人とすることはできない。

(1) 「地方自治法施行令第167条の4」に該当する者

(2) 法人企業の場合は、その役員および使用人以外の者

(3) 個人企業の場合は、入札執行者が入札者を代表するに足りると認めた以外の者

(4) 当該入札に対する他の入札参加者または入札代理人

4 特定建設工事共同企業体が入札参加者の場合は、当該代表者が当該企業体を代表して入札すること。

5 入札参加者は、入札が完了するまでは入札執行者の指定する場所において待機し、無断でその場所を離れてはならない。

6 入札参加者が入札執行者の指示に従わないときは退場させる。

(入札の中止等)

第6 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 入札において、事故（天災・地変その他やむをえない事由）が生じたときは、入札を延期し、又は中止する場合がある。

3 入札の中止等により損害が生じた場合は、組合は一切の賠償の責を負わない。

(入札の辞退)

第 7 入札参加資格の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を次の各号の掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の辞退等により入札参加者が 1 者になったときは、入札の執行を中止する（一般競争入札及び指名競争入札において 5 者以上を指名した場合を除く。）。

(入札書の書換え等の禁止)

第 8 入札を行った者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(開札)

第 9 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札をした者を立ち合わせて行う。

(落札者)

第10 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内での最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格を設定した入札においては、最低制限価格より低い価格をもって申込みをした者については失格とし、再度の入札には参加できない。

(再度入札)

第 11 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合における入札の回数は、初回を合わせて 2 回を限度とする。

2 入札回数が 2 回に及ぶも落札者がいない場合は、不落随契について、最低価格者と協議する場合がある。

(くじによる落札者の決定)

第 12 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある時は、地方自治法施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに当該入札参加者入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に直接関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札結果の通知)

第 13 開札した場合において、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせる。